

海田町

人権川柳コンクール 2026

(写真)人権の花:ヒヤシンス

「人権」とは、「全ての人が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、誰にとっても身近で大切なもの、違いを認め合う心によって守られるものです。しかし、いじめや虐待などによって子どもの命が奪われ、ビジネスの場でセクシャルハラスメントや性差による不当な人員配置が起こったり、インターネット上に個人の名誉や差別を助長したりするような投稿がされているなど、多くの問題が毎日のように繰り返し報道されています。今年の人権川柳コンクールでは、

①こどもの人権

②ビジネスと人権

③インターネットと人権

の3つのテーマの人権に関して感じたこと、身の回りで起こったこと、こうなったらいいなどと思うことなどの川柳を募集します！あなたが「人権」について考えることが、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、「みんなが主人公！支え合うまち・海田」の実現につながると考えています。

町長賞

QUOカード
5,000円分

教育長賞

QUOカード
3,000円分

人権擁護委員賞

QUOカード
3,000円分

入賞
商品

海田町長、海田町人権擁護委員、海田町教育長(海田町教育委員会)、海田町社会福祉課にて審査の上、入賞作品を決定し、入賞賞品を発送します。入賞作品につきましては、海田町ホームページ、広報かいた令和8年12月号などに掲載します。

応募方法

郵送・FAX・電子申請・海田町役場社会福祉課への持込み

〒736-8601 安芸郡海田町南昭和町14-17 海田町社会福祉課「人権川柳」担当宛て(当日消印有効)
 FAX : 082-823-9627 URL : <https://www.town.kaita.lg.jp/soshiki/13/146476.html>



▲川柳応募の詳細はこちら

注意事項

- 参加費(郵送料、通信料を除く)は不要です。
- 海田町在住の方、海田町へ通勤・通学されている方であれば応募可能です。
- 応募数に制限はありません。複数テーマの応募も可能です。ただし、入賞は1人1つの賞とします。
- 応募する作品は、自作で未発表の作品に限ります。
- 第三者の著作権、その他の権利を侵害する作品、共作による作品、擬似作品とみなされる作品は応募不可とします。
- 応募者の著作権(著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む)その他の知的財産権は応募の時点で海田町に帰属し、応募者は著作者人格権を行使しないものとします。
- 受賞作品については「川柳」、「川柳の説明」、「ペンネーム(雅号)」または「氏名」を海田町の各種媒体(広報誌、ホームページ、次期コンテストの告知宣伝のための広報など)で使用されることを承諾するものとします。また、使用にあたり改めて応募者に許可を得る必要はないものとします。
- 応募後に作品の変更・修正はできません。
- 審査についての問い合わせには一切応じることはできません。
- 入賞の発表は、賞品の発送をもってかえさせていただきます。
- 応募に係る個人情報については、本コンテストに係ること以外に使用しません。



作品例

【「①こどもの人権」の川柳作品例】
 ~小さな声 大きな勇気で たすけあい~
 (作品の説明:いじめ防止や友愛の大切さを表現しています。)

【「②ビジネスと人権」の川柳作品例】
 ~笑顔咲く 職場は平和の 庭と春~
 (作品の説明:ひとりひとりの人権を守る意識が、安心して働くことのできる職場づくりにつながるという思いを込めて詠みました。)

【「③インターネットと人権」の川柳作品例】
 ~画面越し 言葉と人権 忘れずに~
 (作品の説明:画面越しでも言葉は人に届くため、画面の向こう側の人権を尊重する気持ちを忘れないで欲しいという思いを表現しています。)

宛名面

「郵送」による応募
 ※右の応募面をはがきに貼るなどして送ってください。
 ※切手代などの送料は、応募する方のご負担とさせていただきます。

応募面

「郵送」「持込」「FAX」による応募

切手を貼って
 投函してください

7 3 6 - 8 6 0 1

海田町社会福祉課
 「人権川柳」担当 行

安芸郡海田町南昭和町14番17号

★川柳作品		★選んだテーマ(番号でも可)	
		作品の説明	
		★氏名	
		ペンネーム(雅号)	
		(記載がある場合、名前はペンネームで公表します。)	
年齢		歳	
性別		男性・女性・その他	
		★住所	
		★電話番号	
		- -	

★マークのある項目は必ず記入してください。